

[別紙 1]

## 随意契約理由書

神戸市

件名	西部処理場 中央監視設備保守点検
契約業者名	日新電機（株）関西支社
随意契約の理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>中央監視設備は、当処理場のプラント全域の情報を集中管理し、またそれらを制御操作するための、いわば処理場の頭脳ともいえる設備であり、常に処理場の運転状況を把握し、プラントのトラブルや故障等によるアラーム発生時に速やかに対処する必要があることから、一時も停止することの許されない非常に重要な設備である。</p> <p>本設備を安全かつ適正に稼働させるために、当該業務にて定期的な保守点検を行い、また緊急事態発生時に対応する体制を整える必要がある。</p> <p>本設備は、ネットワークシステムを構成するハードウェアに加えて専用のソフトウェアによってシステムが構築されており、システム全体から細部に至る全てを熟知している製造業者にしか当該業務は履行できない。</p> <p>上記業者は当該設備の設計・製作及び据付工事を担当しており、本件で整備対象になる機器・システム全般の点検整備、調整及び部品交換等の業務を処理場の運用に支障なく実施するノウハウを有しているのも上記業者のみである。</p> <p>また本設備の重要性から、トラブル時には迅速な障害復旧が求められるが、上記業者でなければ困難である。</p> <p>以上の理由により本業務は上記業者でなければ施行できないため、随意契約を行うものである。</p>	
担 当 部 署 (問 合 せ 先)	建設局中央水環境センター施設課施設係 (電話番号 641-2400)